

病診・診診連携体制構築支援事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、地域医療介護総合確保事業（医療分）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき実施する病診・診診連携体制構築支援事業について、補助の要件等を定めるものである。

(目的)

第2 本事業は、郡市医師会等における在宅医療関係機関の連携体制の構築を支援することにより、在宅医療の効率的な実施や在宅医療従事者の負担軽減を図り、もって、地域における在宅医療提供体制の充実強化を図ることを目的とする。

(申請者の要件)

第3 申請者は、郡市医師会又は地区地域医療対策委員会とする。

(補助対象事業)

第4 補助対象事業は、切れ目のない在宅医療提供体制の構築に向け、次に例示するような施策の検討及び運営を行う事業とする。

- (1) 在宅医療を実施する医療従事者の休日、夜間や学会出席時等の代行診療等の体制構築とその運営
 - (2) 在宅療養中の患者の急変時における病床の確保や運用ルールの策定
 - (3) 在宅医療を実施する医療機関と訪問看護ステーションや薬局等が連携した休日、夜間及び在宅患者急変時の対応ルールの策定
 - (4) その他切れ目のない在宅医療提供体制
- 2 前項の規定により実施する事業は、次に掲げる項目を満たすことを要件とする。
- (1) 事業を担当する職員を配置すること
 - (2) 事業実施区域の在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院、訪問看護ステーション、後方支援を担う医療機関等を構成員とした施策検討の場を設置すること
 - (3) 市町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業の（ウ）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進に関して委託等を受けていない場合、在宅医療関係機関の連携について市町村の取組に積極的に関与するなどして、市町村と相互的な協力体制を構築すること

(補助対象経費等)

第5 補助の対象とする経費、期間及び補助率は、別表に定めるとおりとする。この時、別表第2欄に定める方法により算出した額と、第3欄に定める基準額とを比較し、少ない方の額を選定するものとする。なお、他の法令又は予算制度に基づき国、県及び市町村の負担を得て実施する部分の経費は、対象外とする。

- 2 前項の規定により算出された額の合計額が本事業に係る予算額を超える場合には、予算の範囲内で補助額の調整を行うものとする。

(交付の申請)

第6 補助金の交付申請に当たって、要綱第3第2項（4）に規定するその他参考となる書類は、次のとおりとする。

- (1) 病診・診診連携体制構築支援事業実施計画書（要領様式第1号）

- (2) 病診・診診連携体制構築支援事業所要額調書（要領様式第2号）
（実績報告）

第7 補助金の実績報告に当たって、要綱第6第2項（5）に規定するその他参考となる書類は、次のとおりとする。

- (1) 病診・診診連携体制構築支援事業実績報告書（要領様式第3号）
- (2) 病診・診診連携体制構築支援事業所要額精算書（要領様式第4号）
- (3) 専任職員の勤務状況や従事内容が確認できる書類
- (4) 上記（1）及び（2）の経費に要したことを証する関係書類（支出伺・契約書・仕様書・見積書・請求書・領収書の写し等）

附 則

- 1 この要領は、平成29年11月29日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、平成29年度以降の各年度において、本事業に係る予算が成立した場合には、当該事業にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成30年6月29日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、平成30年度以降の各年度において、本事業に係る予算が成立した場合には、当該事業にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和元年11月20日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、令和元年度以降の各年度において、本事業に係る予算が成立した場合には、当該事業にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年1月12日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、令和2年度以降の各年度において、本事業に係る予算が成立した場合には、当該事業にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年11月10日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、令和4年度以降の各年度において、本事業に係る予算が成立した場合には、当該事業にも適用するものとする。

(別表)

1 補助対象経費	2 補助対象経費の算出方法	3 基準額	4 補助対象期間	5 補助率
イ 事業を担当する職員の給与費	補助対象となる職員の給与費（給料，手当，法定福利費（事業者負担））又は委託料 なお，本事業と他事業を兼務する職員の給与費については，当該事業に係る従事割合を乗じて得た額とする。	4,326 千円	補助事業を開始した年度から原則3年以内。ただし，平成29年度交付決定事業については，翌年度から3年以内とする。	10/10
ロ 施策の検討のために行う会議の開催経費	会議開催のための経費（報償費，旅費，需用費，食糧費，役務費，使用料・賃借料）又は委託料	1,000 千円		
ハ 施策の実施・運営のために必要となる経費	施策の実施・運営のための経費（給料，報酬，手当，法定福利費（事業者負担），報償費，旅費，需用費，食糧費，役務費，使用料及び賃借料，備品購入費）又は委託料	2,500 千円	—	